

税理士事務所が受任する

平成28年分個人の確定申告への対応

税理士事務所では、1月下旬から個人の確定申告の準備に入っていきます。

個人の確定申告の業務を進める前に、各年の税制改正の内容を確認することが必要です。最近の税制改正については、改正年度から適用される制度のほか将来適用される制度も合わせて制定されます。反対に過去の税制改正のうち今年度から適用されるものがあるため、今年から適用される制度の確認が重要となっています。

さらに、これらの改正に対応するための新たな申告書形式、計算書、付表などの必要書類の確認も必要になります。

次に税理士事務所を受任する個人の確定申告は、クライアントである個人事業者、不動産賃貸事業者、法人の役員、社員その家族などを中心として所得税、消費税、贈与税の申告がメインとなります。

所得税の確定申告において、個人に帰属する所得については、個人事業者であっても事業所得のほか、不動産賃貸、公的年金、株式の配当金、保険金の満期金などがあつたり、不動産賃貸事業者の場合には、不動産所得だけでなく、不動産所得により蓄積された資金の運用として株式投資、FX取引があつたり、また同族会社の役員の場合には、役員報酬のほか、その会社への不動産賃貸による収入、配当金の収入などがあります。

また、臨時的な所得として居住用財産の譲渡や取用による譲渡などもあります。個人事業者や不動産賃貸事業者で消費税の課税事業者については、消費税の申告も必要です。

消費税については、原則課税制度と簡易課税制度があり、いずれの制度を選択しているかによりその計算が異なり、経理処理も税込経理又は税抜処理があり、所得税の処理との連動を確認しなければなりません。

さらに、相続税の改正を受けた生前贈与対策の中で贈与税の申告が求められるケースが増加しています。

上記のような確定申告を巡るあらゆるケースに対処するためには、これらの所得計算、消費税の売上げ及び仕入れの計算、贈与財産の評価及び税額の計算のための証憑書類の収集と確認、適用される規定とその適用要件をもれなくチェックすることが最も重要であることはずでにご理解いただいているところです。

そして、納税者からの事情説明をしっかりと聞きいただくことも大事ですが、その説明のみで仕事を進めることなく、収集した証憑書類によりその内容、事実を双方で確認し、納得した上で申告業務に取り組んでいただきたいということをお伝えし、確定申告に必要な情報を含めて解説いたします。

講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、日本税務会計学会相談役
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員。

〈著書〉

「事例に見る相続税の疑問と解説」(ぎょうせい)・「詳細 相続税 改訂版」(日本法令)

「消費税法の要点整理」(中央経済社)・「非上場株式の評価と承継対策」(税務経理協会)

= 開催要領 =

1. 日 時 平成29年1月23日(月) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。